

介護保険 福祉用具購入申請の方法 R6.4

426-8722
藤枝市岡出山1-11-1
藤枝市役所 介護福祉課
Tel.054-643-3144 (直通)

まずは、ケアマネジャー、地域包括支援センター(安心すこやかセンター)に相談してください。

購入する前に事前相談をしてください。

利用者にとって最適な福祉用具を購入する必要があります。専門家であるケアマネジャーと相談することが大切です。利用者の身体状況、日常生活の状況等を確認して購入する用具を決めましょう。

～ 対象となる福祉用具の種類 ～

- ①腰掛便座
- ②入浴補助用具(入浴用椅子、浴槽用手すり等)
- ③簡易浴槽
- ④自動排泄処理装置の交換可能部品
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排泄予測支援機器
- ⑦スロープ
- ⑧歩行器(歩行車を除く)
- ⑨歩行補助つえ(松葉づえを除く)

指定を受けている事業者から福祉用具を購入します。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

介護福祉課に支給申請をしてください。

購入後に申請書等の下記必要書類を市役所(西館1F)の介護福祉課窓口に提出します。

～ 必要書類 ～

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
- ②福祉用具の領収書(社印を押印・宛名が申請者(被保険者)であるもの)
※必ず原本をお持ちください。
- ③特定福祉用具販売計画の写し
- ④福祉用具のパフレット等の写し
- ⑤給付費受取口座の名義人が申請者と異なる場合振り込み先口座の委任状
- ⑥指定振り込み先の通帳のコピー(公金受取口座を利用する場合は不要)
- ⑦窓口に提出する人が申請者以外の場合、代理申請の委任状又は介護保険被保険者証の写し
- ⑧医学的な所見の確認についての書面(排泄予測支援機器の購入の場合は必要)
- ⑨排泄予測支援機器確認調書(排泄予測支援機器の購入の場合は必要)

福祉用具購入費が支給されます。

申請時の指定口座に、完了届提出月の翌月末に振り込まれます。振込前に決定通知が届きます。振込口座を確認してください。

申請の注意点

- ・福祉用具の支給限度額は、同一年度で10万円です。
- ・以前購入したものと同一種類の福祉用具を購入される場合は、市へ相談してください。
- ・支給申請書の合計購入金額の記入を誤った場合、訂正できません。
合計購入金額以外の箇所を修正する場合、申請者署名欄に押印のうえ、誤った箇所を二重線で抹消し、修正箇所に申請者の印鑑を押印してください。